

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年9月19日（金）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	田 中 香 澄
理 事	浅 川 のぼる
理 事	宮 本 伸 一
理 事	金 子 てるよし
理 事	上 田 ゆきこ
理 事	海 津 敦 子
委 員	石 沢 のりゆき
委 員	山 田 ひろこ
委 員	白 石 英 行
委 員	浅 田 保 雄

4 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

5 出席説明員

成 澤 廣 修 区 長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也

議事調査担当 眞 鍋 由起子

議事調査担当 平 尾 和 香

7 本日の付議事件

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取について
- (2) 付託請願審査
- (3) 区議会だよりの発行について
- (4) その他

午前 9時59分 開会

○名取委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員全員御出席。

理事者につきましては、本日は、成澤区長のみ御出席をいただいております。

○名取委員長 本日の委員会運営についてです。

人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取について、付託請願審査4件、区議会だよりの発行について、その他、閉会、以上の運びにより委員会を運営いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

○名取委員長 まず初めに、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取についてであります。

資料1「人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取について」を御覧ください。

本件について、区長から発言の申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長 おはようございます。

人権擁護委員の候補者の推薦につきまして御報告申し上げ、御意見を賜りたいと存じます。

現在、本区には8人の人権擁護委員が委嘱されておりますが、令和7年12月31日をもって1人の委員が任期満了となります。

このたび、東京法務局より、任期満了に伴う後任委員の推薦の要請がございました。人権

擁護委員の推薦につきましては、区長が議会の意見を聞いて推薦した候補者の中から、法務大臣が委嘱することになっております。

今回の定例議会では、任期満了に伴う後任委員の候補者につきましては、現委員の深野幸江さんを引き続き推薦したいと存じます。

深野さんは、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、御配付の略歴のとおり、それぞれの要職の実績からも、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

以上、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいま区長より発言のありました、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見聴取については、文京区議会として「異議ない」旨の決定をいたしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

成澤区長には、ここで御退席いただきます。ありがとうございました。

（区長退席）

○名取委員長 それでは続きまして、付託請願審査4件に入ります。

初めに、請願受理第38号、常任委員会・特別委員会のインターネット中継を早期に実施することを求める請願です。

資料2、請願文書表データの33ページを御覧ください。

-
- | | | |
|------------|--|---------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和7年9月2日 | 第38号 |
| ・件名 | 常任委員会・特別委員会のインターネット中継を早期に実施することを求める請願 | |
| ・請願者 | 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里 | |
| ・紹介議員 | 小林 れい子 | 板 倉 美千代 |

- ・ 請願の要旨 次頁のとおり
- ・ 付託委員会 議会運営委員会
- ・ 請 願 理 由

令和5年6月、文京区議会では「委員会のインターネット中継に関する請願」が全会一致で採択されました。それから2年以上が経ちましたが、いまだに中継は実施されていません。

その間にも、令和7年6月定例議会には中継の早期実施を求める新たな請願が2件提出されましたが、残念ながらいずれも不採択となりました。

様々な事情があることは理解しますが、区民からは「なぜまだ実現しないのか」「議論がよく分からず、透明性に欠ける」との声も上がっています。

本会議と予算・決算特別委員会だけが中継される現状では、実質的な政策審議が行われる常任・特別委員会の内容が、区民に伝わりにくいままです。文京区が掲げる「協働・協治」の実現には、議会の透明性と説明責任の強化が欠かせません。

すでに多くの自治体では、常任委員会も中継・アーカイブ配信されており、文京区でも速やかに取り組むことが求められます。中継を通して、区民が議会をもっと身近に感じ、政策に関心を持つきっかけとなることも期待できます。

そこで、以下のとおり請願いたします。

・ 請 願 事 項

- 1 現行の委員会運営のまま、文京区議会の常任・特別委員会におけるインターネット中継を速やかに実施してください。

.....
○名取委員長 この請願は、現行の委員会運営のまま、委員会のインターネット中継を速やかに実施することを求める請願であります。

それでは、御質疑のある方。

海津委員。

○海津委員 本来でしたら、議長にお伺いしたかったところなんですけど、今日いらっしゃらないということなので、副議長でお答えいただければと思うところなんですけど、今、常任委員会・特別委員会のところで、不公平感があるというような声は今、現在あるのか。公平性を欠いているというように声があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○名取委員長 何の不公平感ということですか。

○海津委員 だから、今の議会の委員会運営が公平性に欠けているかというお声があるかどうか

かをお聞きしたいと思います。そういうお声はお聞きになっていらっしゃいますか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 インターネット中継につきましては、今、議会の中で御議論いただいておりますけれども、その中で公平性、例えば質問時間の公平性について検討が必要なのではないかとということで、そういった議論として挙がっているということはございます。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 現状の委員会に対しては、特になんという認識でよろしいですか。現状の常任委員会・特別委員会、決特を除くところに関して、不公平感のお声があるということはないという、公平性の観点からして、そういうお声はないという認識でよろしいですか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御意見として出ているということで申し上げますと、今のままインターネット中継をする際には、質問時間の公平性というものが問題になるのではないかとという声があるというのは事実でございます。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい。ただ、やはり、今のインターネット中継に対して不公平感があるということ。質疑時間が、時間配分しないと不公平になるんじゃないかというお声があることはもちろん承知しています。ただ、今、現行の運営に関しては、そういうお声がないというふうな理解でさせていただきたいと思います。だとするならば、意見表明で申し上げますが、そういうことですよね、例えば、この今やっている議会運営のやり方とか、あとそれぞれの常任委員会のところで公平性に欠いているということの運営上の問題は起きていないという理解はさせていただいてよろしいでしょうか。

（「理解は、人それぞれなんだよね。それは理解したらいいじゃない」「出てないかどうか……」「課題があるからルールを決めようと言っているんじゃない……」と言う人あり）

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 これ、とても大事なことだと思うんですね。

（「大事なこと、確認した後に何があるのか、何が不満なのか……」
と言う人あり）

○海津委員 いや、不満じゃなくて、これは事実に基づいて、今の運営上に、議会内で公平性に欠けているという、この運営自体に意見があるかどうかということをお聞きしたところ、

事務局長のほうより、インターネットを始めるに当たっては問題があるのではないかというお声があるということは、もちろん、議運懇とか様々な論点整理の皆さんの表を見ているので、当然承知しています。ただ、そこは、今、現状は——ここでも現状のままと言っているわけですから、だから現状においては、公平か、不公平だというようなお声があるかどうかという事実確認したかったので、私は、事務局長から、インターネットについてはこういうお声があるというふうにいただきましたので、事実的には、今、進めてきていただいている、議長を中心に議会運営のやり方としては、特に公平性に欠いているというお声はないというふうに私は認識したということを申し上げ……。

○名取委員長 ほかに御質疑のある方は。

よろしいですか。はい。

それでは、態度表明に入らせていただきます。

自由民主党さん。

○浅川委員 この請願第38号ですけれども、インターネットの中継を早期に実施してほしい旨の請願ですが、インターネット中継に関しては、開かれた議会を目指し、決算審査、予算審査の特別委員会で導入したところであり、それを踏まえて、全会派から意見を出していただいて、課題を整理しているところであります。

速やかに実施してくださいと、そういう点においては、採択できかねますので、自民党は不採択とさせていただきます。

○名取委員長 白石委員。

○白石委員 海津委員から質問があったあれの中で、意見を付け加えて。

文京区議会がこの間情報公開をしていくに当たって、区民の皆さんに一番分かりやすいところは、ケーブルテレビの導入があって、そのときに様々な御議論があった中で、いろんな改正を文京区議会がやってきたという手続があるので、今回についても、区民に広く伝わるツールとしての中で、しっかり議論を行っていく必要があるというのも付け加えさせていただきたいと思います。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回、文京区議会の常任・特別委員会におけるインターネット中継を速やかに実施してくださいという請願でございます。現在、この点については、今後の議会運営に関わる懇談会で論点、課題を整理して、選別しているというところをお伺いしております。その中でも時間配分の公平性については、私たちとしては必要と考えますけれども、それに反対

するという意見も多うございます。そうした意味で、議論が難航しておりますが、公明党としては、誠実に導入に向けて議論を進めてまいりたいと思います。よって、今回の請願については、不採択でお願いいたします。

○名取委員長 AGORAさん。

○上田委員 この御請願いただいたとおり、常任委員会・特別委員会のインターネット中継、ぜひ、できる限り早く導入したいというふうに思っております。そのために、議会の中で、今、様々なルールづくりについて話し合ったりとか、費用の問題ですとか、そういったことを話し合っているところであります。

できる限り速やかにこのインターネット中継を導入するために、今、議会で行われている議論をしっかりと進めまして、それでこのインターネット中継ができる限り速やかに導入されればいいなという思いを込めまして、採択をしたいと思います。

○名取委員長 日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党は、本請願第38号の常任委員会・特別委員会のインターネット中継を早期に実施することを求めるという点で、今期の最初にこの趣旨について採択すべきものという態度表明を行いました。その態度表明は、今回においても同様であり、本請願には採択すべきものという態度を表明したいというふうに思います。

なお、この間、予算委員会、特別委員会のインターネット中継が始まっております。これは、先ほどいろんな会派の皆さんが言われるように、請願採択を受けた後、みんなで話し合っ、て、予算措置も行い、試行の委員会もあったということを踏まえて、実施されたという経過をたどっております。

そのように議会を公開する場合には、一定の手続なり判断なりそういう段階を踏むということが必要だという議論がありました。実際やってみて、やはり公開性の向上と。請願にも「透明性」という文言がありますけれども、これはやはり議会の公開性を向上させるという点で、今後、常任委員会・特別委員会にもそれを拡充していくと。インターネットの中継を、公開を拡充していくということが必要だというふうに考えます。

その視点でありますけれども、皆さんもお読みになっていると思いますけれども、議員必携の189ページ、これ最新刊で、みんな持っていると思うんですけれども、そこに委員会の公開、インターネット中継という点で記載がございます。これは、委員会の公開については、手続上は委員長の許可でできると。これは傍聴の規定を援用しているわけでありましてけれども、同列に置いて論じられております。その視点は、そこに書かれているように、委員会審

査の質を高めるという観点で、公開性の向上が求められると、そういう内容、つまり質の向上ですね。

質の向上という点で考えると、それは時間配分によって公平性が確保されるという、その論点ではなくて、どう質を高めるかと。公開によって、どう質を高めて、私たち自身がいけるのかということに注力をする。それに資するという点で、インターネットの中継が、最近であれば、議員必携にも書いている。今、白石委員も言われたように、有線放送での中継に加えて、インターネット中継などの利用によって、条件整備をする配慮が望まれるということなわけであります。

そういった視点で、私たち日本共産党としては、本請願に採択をするということを今期の冒頭に表明しましたがけれども、今回も改めて表明したいというふうに思います。

○名取委員長 区民が主役さん。

○海津委員 私どもは、この請願に採択いたします。

理由としましては、先ほど確認しましたように、現段階の常任委員会・特別委員会において、公平性を問う声はないと。だからこそ、傍聴に来ていただく。だとすれば、ここで動画配信ということを導入した途端に、そこに不公平感があるというのは、非常に理にかなってないと私どもは考えております。

また、公平性の観点というところからすると、私たちは情報アクセシビリティに関する条例を全議員一致で賛成しました。とすれば、情報アクセシビリティは、皆さん御理解いただいているように、様々な方々に不利益が生じないように、格差なく情報は届けなければいけません。そこは人権の問題でもありますので、そこについて予算というものを考えていく余地は、私はないと思っていますし、現状のところできていると思っていますので、速やかなインターネット中継の実施も可能であると考え、私ども区民が主役の会は採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第38号につきまして、報告をいたします。

採択5、不採択5、よって同数により、委員会条例第14条1項の規定により、委員長が本請願に関する賛否を決定いたします。

委員長といたしましては、請願受理第38号につきまして、不採択と決定いたします。

それでは続きまして、請願受理第39号、議会に出席する全ての人に対し、統一した情報通信機器の使用基準を設けることを求める請願であります。

請願文書表データの35ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第39号
- ・件 名 議会に出席する全ての人に対し、統一した情報通信機器の使用基準を設けることを求める請願
- ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
 文京区における真の「協働・協治」を実現する会
 代表 屋和田 珠 里
- ・紹 介 議 員 板 倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 議会運営委員会
- ・請 願 理 由

現在、文京区議会では、委員・理事・理事者にはタブレット端末やスマートフォン等の情報通信機器の使用が認められていますが、傍聴者に対しては明確な使用基準がなく、事実上使用を制限している状況です。

しかし、傍聴者も議会の一部を担う「見守る区民」として、資料の確認やメモの記録などに通信機器を使いたいという声があります。にもかかわらず傍聴者だけが利用できないというのは、「協働・協治」の理念や公平性の観点から疑問が残ります。

他自治体では、使用に一定のルール（例：録音・撮影不可など）を設けながらも、傍聴者にも一定の使用を認める例が増えています。そもそも、議会で使える通信機器があるのに傍聴者だけ制限されているというのは、時代にそぐわない運用とも言えるのではないのでしょうか。

文京区がこれまで築いてきた自治の歴史と理念を大切にするならば、出席者すべてに対し、公平で分かりやすい「統一した使用基準」を設けるべきと考え、以下のとおり請願いたします。

- ・請 願 事 項
 - 1 文京区議会に出席するすべての者（委員・理事・理事者・傍聴者）に対して、統一した情報通信機器の使用基準を定めてください。
 - 2 その基準に基づき、傍聴規則を見直し、傍聴者にも必要な範囲で通信機器の使用を認めてください。

.....
○名取委員長 この請願は、文京区議会に出席する全ての人に対して、統一した情報通信機器

の使用基準を定めること。

その基準に基づき、傍聴規則を見直し、傍聴者にも必要な範囲で通信機器の使用を認めることを求めるものであります。

それでは、御質疑のある方は、どうぞ。

よろしいですか。はい。

それでは、態度表明に入らせていただきます。

区民が主役さん。

○**海津委員** 私どもとしましたら、この統一した情報通信機器の使用基準というところで、例えば私どもの議員のほうには、電源もあります。それから、W i - F i も整備されているというところで、この統一した情報通信機器の使用基準というのをどこまで上げていけばいいのかというところが整理が必要だと思いますので、今回については、1、2項とも継続でお願いいたします。

○**名取委員長** 1項、2項とも継続。はい。

それでは、日本共産党さん。

○**金子委員** 請願の第39号でありますけれども、これは前回でしたかね、少し前に同様の請願をいただいて、今、議会内でも議論されているテーマになっています。そのときに確認をさせていただいたように、全国の標準的な規則の中で、今般、機器の利用と、傍聴者についてですね、盛り込まれたというのを確認しております。

その内容は、たしか音が出ないようにというような配慮をすると、そういう内容だったと、標準規則の中で、いうことが書き込まれたということで、ということは、使えるということが標準的に規則に盛り込まれているというところを、文京区議会としても盛り込んでいこうという趣旨で今、私たちは議論しているところです。

したがって、今請願が、統一的な基準ということで、今度は表現されておりますけれども、当然、議員、それから理事者の皆さんも今、業務上パソコンとか、私たちがタブレットの支給を受けて利用させていただいているわけですが、それに加えて、傍聴者も何らかの形で情報通信機器を使うという点では、何らかの統一的なルールを決めておいて、それぞれの職責、役割、そのシチュエーションに応じて、それらを利用するというのが、議会としても決めをしておくことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

趣旨としては、以前いただいた請願と同様の考えでありまして、今回についても、第39号について採択すべきものということで態度を表明したいというふうに思います。

○名取委員長 AGORAさん。

○上田委員 私どもの会派は、請願21号のときに申し上げたように、一定のルールを決めた上で、傍聴者のICT機器の持込み自体は認める方向で議論が進むといいなという思いではあります。しかしながら、この御請願にあるように、統一したルールというふうにあつて、もちろん明確で公平性のあるルールである必要はあると思いますが、例えば必要とされる、秩序維持のルールをつくる時に、発信とか切取りをなるべくないようにしなければならないというようなルールを設けたいと思ったときに、例えば障害のある方の理解のために必要な機器の持込みだったら容認できるといった、例外規定というものを設けることがあり得るかもしれないというふうに思いますので、統一したルールでいいかどうかということも含めて、これから考えていかなければならないというふうに考えております。

そういったところから、本当に統一したルールなのか、例外規定も含めるような、それであつても明確で、公平性のあるルールなのかというところから考えなければならないということから、1項は不採択にしたいと思います。

また、2項めについては、そのルールに基づいた傍聴者の機器の持込みという話になっていきますので、その1項が前提になったものということであると、統一したルールかどうかというところから、そもそも導入するかどうかというところから議会で話し合わなければならないところでございますので、この1項を前提とした2項の内容も不採択にしたいと思います。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今回のこの請願につきましても、既に今後の議会運営に関わる懇談会で、様々な角度から検討が進められておりますので、その検討をしっかりと進めていきたいと思います。

公明党は、1項、2項ともに不採択です。よろしくお願いいたします。

○名取委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 こちらも、これまでにも出ていた、傍聴者にも通信機器の使用を認めるという請願ですが、傍聴者の通信端末機器の使用については、映像や画像の一部切取りや、不公平な情報が流布される懸念があるということで、議会では公式な議事録や映像配信を行っている以上、住民による一面的な発言を制限なく認めることは、公共の福祉に照らして適切ではないといった懸念の声もあるところであり、本会議、委員会の秩序の維持や円滑な議事の進行といった面からも課題があり、現在、精査しているところです。

よって、第1項、第2項ともに不採択とさせていただきます。

○名取委員長 それでは、請願受理第39号の審査結果について申し上げます。

採択 2、不採択 7、継続 1、よって 1 項、2 項とも不採択と決します。

続きまして、請願受理第40号、「今後の議会運営に係る懇談会」が存在することを区議会HPで記載し、「要点記録」についても公表することを求める請願であります。

請願文書表データの37ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第40号

・件 名 「今後の議会運営に係る懇談会」が存在することを区議会ＨＰで記載し、
「要点記録」についても公表することを求める請願

・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里

・紹介議員 依田 翼 板倉 美千代

・ 請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 議会運営委員会

• 請願理由

「今後の議会運営に係る懇談会」においては「区民の知る権利」に十分に値する重要事項について話し合われています。

「要点記録」についても、区民において情報公開請求を通じてしか入手できないのは区民に不要な労力と費用を強いるものであり、その内容が「請願」に関わるものも含まれている以上、区民の請願権を尊重する上でも公表して然るべきであり、「自治権に基づく内部調整の自由を必要以上に制限する」などという具体的根拠を示さない主張を以て「円滑な議会運営を損なうおそれがある」というのは空疎な机上の論理に過ぎません。

そこで、区民の「知る権利」を最大限尊重し、区議会がその要請に応え、「説明責任」を十二分に果たす意味合いからも下記の議会改革を改めて貴議会にお願いいたします。

• 請願事項

- 1 文京区議会ＨＰにおいて「今後の議会運営に係る懇談会」が存在していることを記載し、
 どういうものであるかの説明を載せてください。
- 2 「今後の議会運営に係る懇談会」の要点記録または要点記録の概要を区議会ＨＰで公開
 してください。

.....
○名取委員長 この請願は、区議会ＨＰにおいて「今後の議会運営に係る懇談会」が存在していることを記載し、どういうものであるかの説明を載せること。

「今後の議会運営に係る懇談会」の要点記録または要点記録の概要を区議会ＨＰで公開することを求める請願であります。

それでは、御質疑のある方、よろしくお願いいたします。

海津委員。

○海津委員 今回の請願文書に載っている「今後の議会運営に係る懇談会」について、まずお尋ねしたいと思います。

今日の幹事長会の資料を見ていましたら、区民からの御意見の中に、7月8日、区議会のインターネット中継のアンケートですかね、内容について、これが匿名になっていたということが書かれていて、それで審査請求されたというふうに書かれています。私、これはすごくびっくりしたんですね。実は、7月25日に、私は、自分もアンケートに答えていたので、どんなふうに整理されて、ほかの方々はどんなことを言ったんだろうと思って見ました。そのときには、各会派全員名前が載っていました。各会派、自民党、公明党、載っていたんですね。だから、非常にびっくりしまして、それでもう一回同じ資料を見たら、今度、会派A、B、C、Dみたいな形になっていた。これは情報公開の制度からしたときに、改ざんと見られてしまう可能性があるんじゃないかと思うんですけど、このあたり、どんな経緯からこのようになったのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 委員の御指摘が具体的にどの資料かというのがちょっと分からないところなのであれなんですけれども、今回、審査請求された件については、この後予定されている幹事長会で御報告する件でございますので、ほかの議員の方、もしかすると御存じないかもしれませんが、情報公開された資料につきましては、インターネット中継で各会派にアンケートをお願いしたもので、会派の名前を消していたものでございます。

こちらの資料については、もともと懇談会に出す段階で、事務局のほうで会派名は消してございますので、協議会の資料としては、全て公開しているということになりますが、一旦事務局で受け取ったときには、事務手続の関係から会派名を記載してもらっていますから、その段階で消していますので、もらったものに対しては一部非公開というような認識で、回答としては一部非公開としてございます。

一方で、会議の資料としては、会議でお出しした資料そのまま公開していますので、そこらについては、全て公開しているという認識でございます。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい、私が頭が悪過ぎるのか、ちょっと分からないですね。私は、7月25日の今後の議会運営委員会のスクリーンショットを撮ってあるんですけど、そこには自民党、全部名前が書かれている。そして、今回もう一度、7月——私、これどこであれしたんだろうと思って、もう一回、今、見直したら、7月25日がA、B、C、Dって、会派名が全部なくなっていますね。情報公開の原則は、あるものをそのまま出すということからすれば、当然、会派名はそのまま出るものであると思いますし、よほどの蓋然性、もう本当に混乱を来すとか、もう本当に確実にですよ、確実になるものでなければ、消してはならないというのが情報公開の信頼性と思うんですね。

それが今回、この公文書のところで、これが伏せられて、A、B、C、Dになってしまった。それも、そもそも、私は出しているわけですよ。でも、それが伏せられることすらも知らなかった。何でそれが、どうしてこんなことになったのかも分からない。少数会派だと、結局、むしろ私なんかは、きちっと責任を持って書いていることですから、記名して、例えば会派名もあって、それでもし区民の方々がそれを見たときに、区民の主役の会はどう思っているのかとかいうことを分かっていたできるようにしていただくものだと思っていたんですが、そこが違っていた。改ざんではないということですよ。でも、何かそれが分からないんです。

私たちの資料には、初めそれで載っていた。でも、今は、もう一回見ると、A、B、Cになっているし、この審査請求からすると、そうではないところを、名前をきちっと出してくださいという審査請求なんで、それ自体が私、初め分からなかったんですよ。あれ、何でそんな審査請求が出なくちゃいけないんだろうと思って、確認したら、A、B、Cになっていて、あれ、私のスクリーンショットは違うぞという、だと思しますので、こうしたことがなぜ起こったのかということを今日の幹事長会ではしっかりと御報告いただきたいと思います。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 議会運営懇談会の資料でございますけれども、こちらは正式な会議体ではなくて、任意の会議体ということもありまして、事務局のほうで一定資料はお出ししますが、その懇談会の中で修正を例えば求められたりしたものについては、事務局で改めて

修正をして、そちらを正式な資料として格納しているということになります。ですから、議員の皆さんは当初の段階の資料を見ることがあるので、当初の段階と最終的に格納した資料というのが若干違っているところがあるというのは、実際にあることだと思います。なので、事務局としては、一定お作りしていますけれども、最終的な資料としては、懇談会の中でこれを資料というふうに決定していただいているというふうに認識してございますから、最初の資料と最終的に公開する資料が必ずしも一致してないということはあるかもしれません。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 流れ的には分かりましたが、ただ、それが本当に情報公開の制度の中で改修前まで出さなくいいのかどうかというのは、ちょっと疑問が残るということがありますよね。当然、そのところの、メールの中には、資料として残っているわけですから、そこも本来だったら出すべきだったんじゃないかなと私は思うのが1点。情報公開の趣旨からすると。

それから、これがA、B、Cになったというのは、議事要旨とかにも全く記載されてないんですね。だから、私どもは知らなかった。勝手にそれがいつの間にかそういうふうになったという、今後の議会運営に係る懇談会の在り方というのは、やはり区民の方からも納得感がいくものではないかなと思うことを、まずここで。あとは態度表明で申し上げます。

○名取委員長 ほか、よろしいでしょうか。はい。

それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 請願第40号ですけれども、今後の議会運営に係る懇談会については、先ほどもお話があったとおり、任意の会議体であると認識しております。幹事長会や今後の議会運営に係る懇談会は、会議において忌憚のない意見を交わし合える環境を維持するために、一定の非公開性を持たせるものと認識しております。

したがって、会議の趣旨を目的に照らし、記録の公開が必ずしも適切でない場合もあると考えますので、第1項、第2項とも不採択とさせていただきます。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今後の議会運営に係る懇談会ですが、先ほど来、話があるように、任意の懇談会の場合であるということになります。私たち区議会議員は、言うまでもないんですが、区民の皆様から負託を受けてこの場に集まりまして、その上でどのように議会運営が円滑に行えるか、公平性を保ちながら、また区民の皆様の声をどう反映できるか、それをよりよい議会運

営になるように話し合いをしているという、それがこの懇談会であるというふうに認識しております。なので、各議員がそのためにも交渉会派をつくったりして、意見をまとめたりして、その場に臨むと。また、その上で、少数会派の皆様の意見も聞きながら、議論をしているということが、この場であるというふうに思います。

なので、先ほどお話がありましたけれども、私たち議員がどうやったら合意形成を図れるかということを忌憚なく意見交換をしながら、最終的な落としどころといったところを見つけていく。いろんな意見がある中で、その議論をぶつけながら、最終的に合意形成を図らなきゃいけないということで、そういった過程がありますので、そういう意味では、やはりある一定の非公開性を持たせることで、忌憚ない議論を交わせることが重要であるかと思うので、この1項、2項については、不採択とさせていただきたいと思います。

その上で、もしこの議運懇をここにあるようにホームページに出すということを望むのであれば、これはぜひ、そのことを議長なり副議長なり身近な幹事長さんなり、また議員なりに持ちかけて、ぜひ話し合いをして、できればいいのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○名取委員長 AGORAさん。

○上田委員 先ほどからお話がありましたように、議会の自治のために設置している任意の会議体をホームページに掲載する理由も根拠もないというふうに思いますので、1項、不採択としたいと思います。

2項についても、会議録を載せる必要もないと思いますので、2項も不採択としたいと思います。

ただ、この議会運営に係る懇談会については、要点記録を情報公開できるものというふうに理解しておりますので、そのようにして内容をお知りになればよろしいかというふうに思います。ありがとうございました。

○名取委員長 日本共産党さん。

○金子委員 請願の40号ですけれども、まず今後の議会運営に係る懇談会って、議運懇って僕たちは言うようになっていて、議会フロアの22階の出退表示板の隣にも、今日は議運懇ありますよとか表示されているわけですね。その位置付けで、任意のものだという説明の仕方のときもありますし、同時に、これは議会としてやっている正式なものだから、記録を作っているんですよという説明の仕方をするときもある。その任意という位置付けと正式にやっているんだということの両方の説明が何か、私は議会活動をやっている中では、聞いたことが

あるかなというふうに思っています。

いずれにしても、議会としてやっていることであることには間違いなく、それから、その記録についても、これちょっといつの議運だったか忘れましたが、情報公開されているということも確認させていただいたこともありました。記録があると、当然、私たちも会議、懇談会を積み重ねて、どういうことが確認事項だったかというので、振り返るときにも活用することもよくありますし、議会34人の議員に負託をしている住民の方たちも、同様のことをしたいとか、する必要があるとかいうことは、これは住民自治という時点から考えれば、当然そういうことはあり得るだろうなというふうに思います。

そうしたときに、この議運懇について、こういう任意とか、議会として正式にやっているよというようなことで、私たちが自ら説明をしたり、お互い説明したり、議会事務局の方に説明してもらう場面もありますけれども、そういうことを、今どきの形であれば、ホームページに記載して説明をするということは、議会としての説明責任の一環としてあるのではないかなというふうに思います。

また、記録についても、同様に——この点が、前回質疑させていただいたけど、情報公開で出ているものをホームページに出すというのは、一般的に、情報公開で出したものを全部WEBで公開するみたいな、そういうことをやるというようなことも、自治体の中ではやっている自治体もあるやに聞いたこともありますし、そうした点から考えると、率先してこういう記録をホームページに公開するというのも、これは説明責任の前進という点で、資するのではないかなというふうに思います。

なお、この請願で提起していただいている課題についても、やはり先ほど私、述べたような、先ほどは委員会の公開だったから、委員会の質の向上と言ったけれども、これは議会運営に関わる様々な話合いの公開の向上というのは、質の向上に資するという点で、必要な改善をこういうふうに住民の皆さんから問題提起をといたときに、適切に議論して実行していくということは、求められているのではないかなというふうに思います。

そういう点で、1項、2項について、採択ということであります。

○名取委員長 区民が主役さん。

○海津委員 この議会運営委員会で、様々、最終的に議会のことが決まっていります。しかし、ここでは、幹事長会で合意いたしましたというところで、よろしいですかということでした承されていく。でも、その幹事長会には、議事録はございません。なので、そのところの前の議運懇のところでされたものがベースになり、それが幹事長会に上がって、合

意という形になって、今度、議会運営委員会に上がってくる。やはり区民の方々が知る権利として必要なのは、なぜそうしたことを決定したのかという、きちっとした検証ができる議事要旨等は必要なはずです。

それは、私どもはそれできちっと作っているわけですし、かつて8年ぐらい前は、議運懇の議事要旨は、誰がどのような発言をして、どのような議論があったか、非常に細かく記載されていました。でも、数年前、6年前ですかね、なったときに、今のような本当に議事要旨のみです。この中の議事要旨というのも、どんな決定がなされたかということと、会議の概要と決定事項、それのみなんです。だから、先ほどから出ているような忌憚ない意見は、別にここで交わされたとしても、そこには何も明記されているわけではないですから、何の支障もないと考えます。

まずは、私どもは、やはりきちっと区民の知る権利に伝えていくということは大事ですし、自治基本条例の中でも、区議会の役割として、積極的に区民に対して情報の共有をしていくということがございますので、この請願は理にかなっているものだと思います。

また、先ほど申し上げたように、情報公開のところに關しての、情報公開制度の信頼を大きく損なう可能性があるようなことがありましたので、そうした意味でも、胸を張って、今後の議運懇がきちっとしているということのあかしにもなると思いますので、きちっと公開をしていくということは大事です。

それから、情報公開のことに關しましても、区議会に關心を持っていただくというのは大事なことです。でもそのために、情報公開のたびに事務局の方々が出すよりも、きちっと過程を見せるということの中で、公開をして、情報公開、来るたびにするのはない、働き方改革にもつながると思いますので、ここはぜひ公開に向けて、私ども区民が主役の会は、1項、2項とも採択いたします。

○名取委員長 それでは、請願受理第40号の審査結果を報告いたします。

採択3、不採択7、よって請願事項1項、2項とも不採択と決します。

続きまして、請願受理第41号、区議会本会議において、その場で「請願」の採択・不採択を入力し、結果を議場で表示することを求める請願であります。

請願文書表データの39ページを御覧ください。

.....
・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第41号

・件 名 区議会本会議において、その場で「請願」の採択・不採択を入力し、結果

を議場で表示することを求める請願

- ・ 請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
 「文の京」Future Design Initiative
 屋和田 珠 里
- ・ 紹 介 議 員 小 林 れい子
- ・ 請願の要旨 次頁のとおり
- ・ 付託委員会 議会運営委員会
- ・ 請 願 理 由

文京区議会では「委員会中心主義」を採用しており、請願の採択・不採択等は委員会で決定されます。本会議では、委員会での結果が覆る見込みがない場合、一括して採決するのが慣例です。

しかし、区民の「知る権利」を尊重し、議会が説明責任を十分に果たすためには、本会議においても各議員がどのような態度を示したのかを明らかにすることが重要と考えます。

こうしたことが明確に可視化される仕組みを導入すれば、区議会への関心が高まり、傍聴する区民も増え、「協働・協治」の推進にもつながります。

そこで、以下の通り議会改革を請願します。

・ 請 願 事 項

- 1 区議会本会議において、全ての請願に対する各議員の賛否が明確に可視化されるような仕組みを導入してください。

.....
○名取委員長 この請願は、本会議において、全ての請願に対する各議員の賛否が明確に可視化されるような仕組みを導入するよう求めるものであります。

それでは、御質疑がある方、どうぞ。

金子委員。

○金子委員 請願事項のところを読みますと、本会議において、請願に対する各議員の賛否が明確に可視化されるような仕組みというふうなことであります。現行の請願の本会議での議決の場面には、いわゆる簡易表決といって、委員会報告、請願の審査報告があり、そして、それについて、議長からよろしいですかというような投げかけがあって、起立は行わないという手順になっております。それを対比したときに、条例案、もしくは契約案なんかの、工事とかの事件案というかな、それは起立採決になっていると。これが比較すると、簡易表決

だと、個々34人の議員さんの態度表明が可視化されないということが現象としてはあるというふうに思います。

それで、私どもの日本共産党区議団の会派で、今回、お願いいただきまして、それで、どの請願も議員団の会議で態度どうしようかというのを議論するわけですけども、たまたま30年議員やっている方が、板倉議員、関川議員がいて、いろいろ議論していくうちに、そういえばかつては、条例案や事件案の本会議での議決についても簡易表決だったんじゃないかしらという記憶が出てまいりまして、それを確かめようと思って、議員のOBだった元島元議員とか小竹ひろ子さんとか佐藤のりかずさんとか、いろいろ聞いたんですけども、ちょっと古い話なので、よく分かりませんでした。

そこで、事務局に確認したいんですけども、条例案、事件案が簡易表決であった時期があるんですかと。それが今のように起立採決に変わったのは、いつだったのか。その変更したという事実があるならば、その趣旨はどういうことでもって、そういう議論があつて変更されたのか。もし分かりましたら教えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 委員御指摘のとおり、平成7年まで、議案、請願とも委員会報告に対する一括採決を採用していたと。平成8年2月から、議案のみ個別採決に変更になったというふうに承知していますが、経緯とか理由については、申し訳ございません、把握してございません。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、議案については、そういうことで起立採決に平成8年の2月ね、議会の最後に議決するのは、3月だからね、大体ね。平成8年の2月とか3月から、簡易表決じゃなくて、起立採決に変えたという事実があったということ。その理由も私たち、もう一回、元OBの方にも聞こうと思ったんだけど、なかなか時間がなくて、そこまで——記憶もね、なかなか、昔のことなので。平成8年というと、96年ぐらいだったと思うんですけどね。

しかし、そういう経緯があったということで考えれば、今回、お願いいただいているように、各議員の一人一人の賛否が明確にされるよう、文京区議会としては、態度表明のやり方を工夫というか、変更したというか、実績があるんだということだというふうに思うんですね。

もう一点、確認しておきますけれども、この請願理由のところに、「委員会中心主義」というふうに書かれています。これについては、そのやり方を文京区議会、長い間やっていたいて、私たち自身は、委員会で、一言で言えば、闊達なというか、理事者の皆さんに様々

な質疑を行って、態度表明に必要な情報を得たり、確認をしたりということができるので、これはいいやり方というか、大事なやり方じゃないかなと思っている。ただ、その反面、本会議においては、委員会報告というような形になって、委員会での討論を省略するという、弊害というか、その反面ね、そういう効果が出てくるというやり方ですね。これについては、文京区議会で、いつ頃からこういうやり方を取ったのかって、それは分かりますか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 すみません、いつからというのは承知してございませんが、委員おっしゃるとおり、本会議場での質疑とか討論というのは、文京区議会では基本的に省略をして、委員会のほうでそちらをより深く掘り下げてやるという形で、議会の中で相談がなされて、そういうことがこれまでずっと取り扱われてきたというふうに承知してございます。

○名取委員長 金子委員。

○金子委員 そうですね、掘り下げられるというのは、先ほど私、いい面だというふうに言ったところです。それについても私、古い記録になりますけれども、文京区で国民健康保険条例を最初につくったときの記録というのを読んだことがあるんですけど、そのときは、読むと、当時、区議会議員だった栗原茂さんが保険料を取らないで、全額国庫負担にすべきだというような討論をやっていた記録をちょっと読んだ記憶があるんです。あれはたしか本会議でやっていたんじゃないかなというふうに思うんですけども。だから、その時代は、なかなか日本共産党も議席が少なく、控室がなくて、階段の下に椅子と机を設けてもらって、改善をお願いしてもらった経過もあると、そういう資料なんですけどね。

だから、そのように、議会の質疑のやり方というのは、私たちとしては、自主的な質疑が自由闊達に深掘りできる委員会主義を採用しているという点のよさは、今後も生かしながら、本会議での各議員の態度表明を分かりやすくすることについては、なお一層の工夫や改善の余地があるかなというふうに思っておりますけれども、あとは態度表明でやりたいと思います。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 まず、事務局にお伺いしたいんですけども、タブレットを使って賛否を入力するというのは、非常に簡単なことだと、ITの方から聞いていて、そこは経費もかからずやれることだというふうに伺っているんですけども、その認識でよろしいでしょうか。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 現在、導入させていただいていますサイドブックスのほうに、その

採決のシステムを入れるということは可能でございまして、初期費用として10万円程度、それから年間の保守、使用料として40万円程度の見込みというふうに承知してございます。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。議会費の中から高額を使って、タブレットを各議員に配付されているわけですから、有効活用ができるという点では、そういうふうなことをぜひお願いするのが理にかなっているかなと思っております。例えば、区民は選挙で議員を選んで終わりではなく、選んでからが始まりなんですよ、当然。そのところでやっていくに当たって、例えば、先ほど金子委員からも出ていましたけど、委員会主義ですので、少数会派であれば、そこで意見を述べることもできない、請願に対して。だとすれば、議会のところで事務局の方にも仕事を増やすことなく、確実にそうやって各議員一人一人がどういうふうにしたのかというのは、とても大事なことだと思うんですね。

例えば、ここでもう一つ確認させていただきたいんですが、前回の6月定例議会のときに請願が出ました。インターネット中継の請願です。そのときに、ここで不採択というふうになりましたが、インターネット中継の導入に関して、区民の方が改めて議員にアンケートを取ったところ、採択支持が15名と最も多くて、継続が2名、不採択は主に公明、自民、永久ですかね、だったというふうになっているんですけれども、例えば、これが本会議場できちっと改めて、15人という方々の多くが採択を選んでいる事実というのは、重かったと思うんですね。あそこでは、前白石議長の御判断で、白石議長がお聞きになった上では、採択はそんなにいないという御判断だったみたいなんですけど、でも、継続が2いたということからすると、どうだったのかなということもありますし、やはりそのあたりというのは、今、議長もいらっしゃらないから答えられないのかもしれないけど、やはり確実に、少数会派の意見も含めて、各区民に知らしめていくというのは、先ほどの事務局長の話からすれば、タブレットを使えばそれほどの大きな予算も使わずにできるという理解をしたということで、よろしいですかね。

○名取委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 すみません、1点補足をさせていただきますが、議員の皆さんお持ちのタブレットで表示するには、先ほど言った程度の金額でできるんですけれども、本会議場で例えば傍聴者の皆さんに見えるようにするということになると、34人の方々の賛否を表示させるということも含めて、かなり大きな画面が別途必要になったりですとか、現状、ちょっと議員の皆さんにも御不便をおかけしていますが、Wi-Fiは場合によっては不安

定になったりもしますので、そうすると、採決のシステムが表示されないということになると、今度、ケーブルを実際につないでやるかとかいう、様々、議会内で御議論いただく必要があると思いますので、議員の皆さんに見ていただくということと、傍聴者の皆さん、またはネット中継を通じ見ていただく人に表示させるというのは、またプラスアルファで費用がかかってくるということは御理解いただいて、御議論いただければと思ってございます。

それから、請願、一括して議題として簡易表決するということでございますが、こちらは5人以上の異議がある場合には、通常の起立表決になりますので、もし簡易表決に異議があれば、本会議場でそれを表明されて、それについて審議がなされ、簡易表決にするのか、起立表決にするのかというのは、前回もあったかと思いますが、本会議場での意思表示というのは、簡易表決であっても担保されているのではないかというふうに承知してございます。

○名取委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。今の御説明で分かったのは、個々の態度表明はそんなに金額がなくてできると。もし進めるのであれば、皆さん傍聴された方々にもすぐに態度表明が見れるようにするということが理想であるということでは分かりました。そこにはお金がかかってくる。でも、まず、例えば態度表明があつて、その数だけでもすぐ集計は出るかと思っておりますので、そこは議長が読み上げるとか、やり方というのはいろいろあるだろうと。ただ、皆さんが今、請願に対して個々の議員がやっていくというのが見えていないということに関してのよりは、可視化ができるというところでは、大きな前進につながるタブレット導入による効果だと思って思いました。態度表明であとはやります。

○名取委員長 白石委員。

○白石委員 ちょっと海津委員の、私の名前が出てたので、6月定例会の当時のことの件なんですけど、当然、議長において議事進行の整理をさせていただかなければならないというところで、本会議場における予測されることについては、事前に各議員に聞いて調整をさせていただいて、その結果、本会議場でスムーズに終わっているというのは、御承知のとおりです。

また、6月定例会で発言があつて、扱いましたけれども、あの件につきましても、当然ながら本人とよく話した上で、やる必要性の意味について、意義についてもきちんとお話ししてありますが、各議員がそれぞれ本会議場において発議がされれば、それは議長として取り扱わなきゃいけないのは当然のことであつて、ただ、それが多く連発されれば、どういうふうな議会運営をしていくことが必要なかということが、より皆さんによく分かると思いま

すけれども、そういう面において、議長において、様々な面で整理をされて、本会議が運行されているというのは、全議員の皆さんには分かっていたきたいと思います。

○名取委員長 ほかに、よろしいでしょうか。はい。

それでは、態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、議員は、行政の行動を監視し誤りを正します。で、区民の方は、行政を監視する議員を区民が監視していただく。この仕組みがあって、初めて民主主義がきちっと適切に回っていくことだと思いますので、やはり議員がどのような態度表明をするのかということは、非常に大事なことだと思います。選挙のときに公約で語っていたことと、でも傍聴してみたりとか、態度をしてみると違っているかもしれないし、しているかもしれない。そこをしっかりとチェックできるというのは、タブレットを導入した成果としても、効果としても十分に進めていかれるものだと思いますので、区民が主役の会としましては、1項、2項ともに採択いたします。

○名取委員長 1項……。

○海津委員 あ、1項、ごめんなさい。

○名取委員長 日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党は、請願第41号について、採択すべきものということで主張いたします。

それで、先ほど質疑の中で明らかにいたしましたけれども、文京区議会においても、議案、事件案などの議案についての議決については、平成8年の2月から、簡易表決から今の起立採決に変更したという歴史があるということを、今回請願に適用したらどうだというふうに、ちょっと古い話もさせていただきましたけれども、過去の記憶をたどり、事務局さんにも確認させていただいて、そういうふうに踏み出していつてはどうかというふうに考えるわけですね。

その視点は、やはりここで書かれているように、知る権利とか、各一人一人の議員の態度をきちっと表明するとかいうことでありますけれども、先ほど古い話をしたけれども、今の議会の状況からいくと、請願を審議する4つの常任委員会があって、そうすると必然的に、4人の会派は、何らかの形で委員会主義の下、事実上、本会議では討論を省略されているけれども、委員会でそれに代わる質疑もしくは態度表明ができるということになります。3人以下の会派は、請願によっては、所管の委員会じゃなければ、そういう機会がないというこ

とになります。ここをどうするかということの王道は、それこそ住民自治と選挙による多数決で議員が選出されるので、多数派をつくる、仲間をつくって議席を増やすというのが、本来の――王道って僕、言っちゃったけど、在り方だと思います。

同時に、一人一人の、少数会派であっても、1人であっても2人であっても、それは3人であっても、一人一人の態度を本会議で表明し、それが記録に残るとかというようなことで表明されるということも、それは大事なことだというように思います。それをどう両立させるかという点で、かつて平成8年の2月には、条例案や事件案については起立採決したということで、そういった点は、当時の趣旨は図りかねるところがあるけれども、少なくともそういうふうになんては見える、改善を図ったんじゃないかなというふうに推測されるわけであります。

そういう改善が、今日、請願についても必要なんじゃないかという請願者の願意は、妥当だというふうに考えるわけであります。そういう点で、採択ということであります。

○名取委員長 AGORAさん。

○上田委員 私どもの会派は、請願に対して態度表明で賛否をしっかりと明らかにしており、理由も御説明申し上げております。ですので、請願の賛否が明らかになっていないというような認識を持っておりません。それにもかかわらず、既に明らかになっている情報公開もされている会議録が、その請願の賛否を明らかにするために多額の費用をかけるということは、ちょっといたしかねるというふうに考えますので、不採択といたします。

○名取委員長 公明党さん。

○宮本委員 今現在のやり方で、委員会ですっかり議論が深められて、会派としての態度を表明していくことが引き続き重要と考えます。現在、本会議では簡易表決になっていますが、現在のやり方で特に問題はないかと考えますので、公明党としては不採択でお願いいたします。

○名取委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 文京区議会では、会派としてそれぞれ政策に対する意見を交わし、深く審議をしているところですし、その態度表明も行っているところであります。現在では、会派としての見解を明確にしているので、個人での見解を明確にする必要はないと考えます。したがって、自民党は不採択とさせていただきます。

○名取委員長 それでは、請願受理第41号の審査結果について申し上げます。

採択3、不採択7、よって請願受理第41号につきましては、不採択と決します。

以上で、請願審査を終了いたします。

○名取委員長 続きまして、区議会だよりの発行についてであります。

資料3「区議会だよりの発行について」を御覧ください。

田中香澄議会広報小委員会委員長より御説明がございます。

○田中（香）議会広報小委員会委員長 区議会だよりの発行については、発行年月日、令和7年11月25日、第219号、タブロイド版4ページ、全面4色刷りでございます。

掲載内容は、9月定例議会に関する内容のほか、決算審査特別委員会の報告、こども権利推進リーダーとの意見交換会、松坡区議会訪問団との意見交換会などの掲載を予定しております。

議会広報小委員会の日程案でございますけれども、第1回目は本日の終了後、また、第2回目は10月22日、水曜日、午前10時でございます。よろしくお願いいたします。

○名取委員長 区議会だよりの発行については、ただいまの説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

上田委員。

○上田委員 ちょっと気になったんですけれども、いつもよりも掲載内容が多いみたいなんですけれども、入りますでしょうか。

○名取委員長 それを含めて、この後の小委員会で議論させていただきます。はい。

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 以上で、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前 11時03分 閉会